

平成 29 年度に作成した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について、改訂を行いました。今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化しましたので、改訂内容を踏まえて、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒等に寄り添った対応をお願いいたします。

6 文科初第 1137 号  
令和 6 年 8 月 30 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
附属学校及び高等専門学校を置く各公立大学法人理事長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿  
私立高等専門学校を設置する各学校法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎  
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局長  
茂 里 毅  
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長  
伊 藤 学 司  
(公 印 省 略)

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、平成 29 年 3 月に、学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）, いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）を策定いたしました。

しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて、法の施行から 10 年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、昨年度より、学校関係者や各種職能団体等の関係団体からの有識者で構成されている「いじめ防止対策協議会」において検討を行い、このたび、重大事態ガイドラインの改訂を行いました。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、今後、重大事態ガイドラインに沿った、適切な御対応をお願いいたします。

また、重大事態ガイドラインの改訂について、十分に御了知の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び専修学校等、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して、都道府県知事にあっては、所轄の私立学校、専修学校等、学校法人に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長にあっては、設置する附属学校（専修学校を含む。）及び公立高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあっては、設置する国立高等専門学校に対して、私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあっては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、認可した学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長にあっては、所管の専修学校に対して、それぞれ周知いただくとともに、いじめの問題への取組の一層の強化を図られるよう、お願いします。

なお、「不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）」（平成 28 年 3 月 11 日付け 27 文科初第 1576 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また、本通知については、こども家庭庁とともに、各都道府県・指定都市のこども政策担当部局に対しても連絡していることを申し添えます。

## 記

### 1. 改正の概要

#### (1) 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応にあたって、平時から実行的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して、対応をとるよう必要な取組を実施すること等を記載。

#### (2) 学校等のいじめにおける基本的姿勢

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであることから、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要であることを明記。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であること等を明記。

(3) 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について

児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合は、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行うことを記載。また、申立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載。

(4) 第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載。

(5) 加害児童生徒を含む、児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明

調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、事前説明の手順、説明事項を詳細に記載。

(6) 重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載。調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記。

(その他)

- ・各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

## 2. 留意事項

(1) 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査を行う各学校等並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、適切に調査を行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものであるため、各教育委員会等におかれては、添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、例えば、年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要（改訂版）等の理解を深めるなど、平時から、実効的な取組を行うよう努めること。

(2) チェックリストの活用について

各学校等においては、別添3のチェックリストを活用し、今回のガイドラインの改訂内容を踏まえた、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の実施を行うこと。

なお、各学校等の実情に合わせ、本チェックリストについて編集等することを念頭に、編集可能なファイルで配布していること。

(3) 文部科学省主催オンライン説明会について

文部科学省において、重大事態ガイドラインの改訂内容を首長部局、教育委員会及び学校関係者に対して周知を行うために、オンライン説明会の実施を予定していること。

詳細が決まり次第、連絡を行うが、オンライン説明会前においても、改訂後の重大事態ガイドラインに沿って、適切に対応すること。

(4) その他

令和6年8月30日の時点で既に重大事態調査が開始されている場合においても、個別の事案の進捗状況等に応じて、改訂後の重大事態ガイドラインを踏まえて対応すること。

【添付資料】

- 別添1 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（概要）
- 別添2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）
- 別添3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【参考資料】

【生徒指導提要（改訂版）】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)



【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室